

第 1 2 回 石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 6 年 1 2 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 2 5 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 4 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 4 2 号

農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について

4 出席委員

農業委員 7 名

1 番	黒崎	佳奈	2 番	鈴木	義延	3 番	永沼	善恵
5 番	野内	誠	7 番	近内	貞夫	8 番	泉	利夫
9 番	根本	常和						

農地利用最適化推進委員 11 名

11 番	近藤	強	12 番	佐川	正治	13 番	添田	文彦
14 番	小針	淳一	15 番	渡邊	健一	16 番	伊藤	良平次
18 番	添田	健	19 番	円谷	和司	20 番	近内	壽夫
21 番	矢内	常男	22 番	福田	正三			

5 欠席委員

農業委員 2 名

4 番	岩谷	金良	6 番	大串	政一
-----	----	----	-----	----	----

農地利用最適化推進委員 1 名

17 番	小豆畑	元
------	-----	---

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	会田	勇輝

議長 本日の農業委員の出席は7名です。
定足数に達しておりますので、只今より第12回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
《（「異議なし」の声あり）》
異議ないものと認め、1番 黒崎佳奈委員、2番 鈴木義延委員 を指名いたします。

（1）議案第41号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
調査は、令和6年12月7日、午前9時より、譲受人の〇〇〇〇氏と農地
地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の4名で、字〇〇
〇〇番、地目、畑の1、667㎡を調査しました。
場所は、石川警察署か〇〇〇〇方面に向い300mほど進んだ〇〇〇〇右
側に位置します。
当該地は、譲受人の住宅に隣接した場所で、既に譲受人が借受し野菜栽培
を行っています。この度、譲渡人から快く当該地を贈与することで合意に
至りましたので、今回の申請に至りました。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質

問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました野内 誠委員に報告を求めます。

野内 誠委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

調査は、12月8日午前9時20分から、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農業委員根本常和氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏、近藤強氏と私の6名で行いました。

場所は、国道118号線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約6.5kmの〇〇〇〇方面へ右折し、約1km先を左折、100m先左折、200m先左折し、100m先右側の字〇〇〇〇の876㎡です。

譲渡人〇〇〇〇氏は、当該地への自宅（字〇〇〇〇番からのアクセスがあまりよくなく不自由をきたしていましたので、この圃場の近くに住む〇〇〇〇氏へ譲渡することにしました。

〇〇〇〇氏は他の耕作地にも近い場所なので、利便性が向上するとのこと。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました野内 誠委員に報告を求めます。

野内 誠委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。
調査は、12月8日午前9時から譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農業委員根本常和氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏、近藤強氏と私の6人で行いました。
場所は、国道118号線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇から約6.5kmの〇〇〇〇方面へ右折し、約700m先左側字〇〇〇〇番の2,100㎡です。番号2で報告した圃場の川を挟んだ対岸になります。
譲受人〇〇〇〇氏は、市町村堺を超えて一か所の圃場では作業が良くないので、近隣に圃場を有する〇〇〇〇氏に譲渡することにしました。
小野満氏も自宅から近く利便性が向上するとのことでした。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご質問等ございませんか。
《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました野内 誠委員に報告を求めます。

野内 誠委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。
調査は、12月8日午前10時から、譲受人〇〇〇〇氏、農業委員根本常和氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏、近藤強氏と私の6人で行いました。
場所は、国道118号線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約6kmの〇〇〇〇橋方面に右折し、約1.2km先の〇〇〇〇方面に右折し、約200mほど先を右折、さらに500m先右側の次の17筆です。

譲渡人〇〇〇〇は、高齢で体調も良くなく農作業ができない状態で、現在は矢吹町の施設に入っています。

後継者もない状態なので、隣家の〇〇〇〇さんに譲渡することにしました。

〇〇〇〇さんは、専業農家で妻と一緒に農作業をこなし、後継者もおります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第41号農地法第3条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第42号

農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について

議 長 次に、議案第42号農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

議 長 只今報告のありました農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第42号農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに対する意見決定について承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後1時40分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月18日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

1 番

2 番
